

電話再診による処方箋発行 終了のお知らせ

当センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時的な措置として電話再診による処方箋の発行を実施しておりました。

しかしながら、厚生労働省よりこの特例措置を令和5年7月31日をもって終了すると通知がありました。

それに伴い、当センターでの電話再診による処方箋の発行は、令和5年7月31日で終了とさせていただきます。

令和5年8月1日以降は、医師の対面診察でのみ処方箋を発行いたしますので、従来どおり外来をご受診いただきますようご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

(なお、電話で治療上の相談をされる場合は、診察料が発生します。)

滋賀県立小児保健医療センター
病院長